

水稻の薬剤散布

7月10日～27日に実施

市内各地区の植物防疫協会では、水稻をイモチ病・紋枯病などの病気がから守り、良質な米を作るため無線操縦ヘリコプターによる薬剤散布を実施します。

対象地区と期日

- 大栄地区：7月10日(金)・11日(土)
  - 下総地区：7月14日(火)～16日(木)
  - 成田地区：7月25日(土)～27日(月)
- 作業予定時間は午前5時～11時ごろです。雨天や強風の場合は順延します。

薬剤散布による被害の防止には極力配慮しますが、次のことに注意してください。

- 散布時間は、通勤・通学の時間帯と重なる場合があるため、区域内の水田周辺の通行や駐車をなるべく避ける
- 洗濯物や寝具は屋外に干さないようにし、小動物を入れていない籠などはカバーを掛ける
- 薬剤が掛かったときは水で洗い

落とす。心配な場合は、成田地区の人は県農業共済組合北総支所へ、下総・大栄地区の人は農政課へ相談する。緊急時は成田赤十字病院(☎22・2311)へ

※くわしくは、成田地区については県農業共済組合北総支所(☎043・481・6911)、下総・大栄地区については農政課(☎20・1541)へ。

井戸の衛生管理

定期的に点検を

- 井戸の衛生管理は設置者の責任となりますので、次のことに気を付けて適正に管理してください。
- 井戸やその周辺は定期的に掃除・点検をして清潔に保つ
  - 井戸やその周辺に人や動物が入れないようにする
  - 定期的に水質検査を受ける

○新たに設置した井戸も飲用前に水質検査を受け、安全を確認する

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

節水

限りある資源を大切に

夏を迎え、水の使用量が増える季節になりました。限りある貴重な資源を守るためにも節水を心掛きましょう。

- 蛇口は小まめに閉める
  - 洗濯などは風呂の残り湯を使う
  - 歯みがきはコップを使って行う
  - 洗車はバケツを使って行う
- ※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

介護保険料

期限内に納付を

介護保険料を納付書や口座振替で納付(普通徴収)している65歳以上の人に対して、介護保険料額決定・納付通知書を7月15日(水)に送

付します。同封の納付書は金融機関や郵便局、コンビニエンスストアでの支払いのほか、ペイジー、クレジットカードでの支払いにも対応しています。

年金からの引き落としで納付(特別徴収)している人には、保険料額決定通知書を7月21日(火)に送付します。前年に年金から引き落としされていた人の保険料が年度途中で変更になった場合は、納付書や口座振替での納付に変更されていることがあるので注意してください。

また、災害や新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、生活困窮などの特別な事情によって保険料を納付することが困難なときには、保険料の徴収の猶予や、減額・免除を受けられる場合があります。

一部の段階の保険料をさらに減額

令和2年度の介護保険料は令和元年10月の消費税率引き上げに伴う財源の活用により、第1段階から第3段階の保険料が令和元年度と比べ、さらに減額となりました。※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

キャッシュレス決済

市役所などで開始

各種証明書などの交付手数料や診療費の支払いにクレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済サービスが利用できるようになりました。

取扱窓口：市民課(赤坂・遠山分室含む)、市民税課、資産税課、納税課、下総・大栄支所、急病診療所

対象：戸籍謄(抄)本・住民票・印鑑登録証明書・課税証明書などの交付手数料、診療費

利用できる決済サービス：VISA・JCB・Mastercardなどのクレジットカード・Suica・PASM・WAON・nanaco・Edy・QUICPayなどの電子マネー

利用する際は次のことに注意してください。

- 電子マネーへの入金(チャージ)はできません
- 現金との併用はできません
- 市税・保険料は納付できません

※くわしくは行政管理局(☎20・1501)へ。

## 災害復興住宅資金利子補給制度

### 対象の拡大と 申込期限の延長

市では、令和元年台風15号で住宅に被害を受けた人が融資を受け、建設・補修などを行う場合に返済利子の一部を補給しています。

この対象を令和元年台風19号と令和元年10月25日の大雨まで拡大し、申込期限を12月31日まで延長します。

対象は次の全てに当てはまる人

○被災住宅のり災証明を受けている

○被災住宅に代わる住宅の建設・購入を市内で行う、または被災住宅の補修を行う

○ほかの自治体から利子補給を受けていない

○令和2年12月31日までに融資を受けている

○被災した住宅を自己または親族が所有している

対象融資額Ⅱ1、500万円以内  
利子補給率Ⅱ年3パーセント以内  
利子補給期間Ⅱ5年

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

### 成田・下総大栄都市計画

#### 意見を募集します

県が策定する「成田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」下総大栄都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市町村原案を作成しましたので意見を募集します。  
閲覧・意見の提出期間Ⅱ7月7日(火)～21日(火)(必着)  
閲覧場所Ⅱ都市計画課(市役所5階)、下総・大栄支所、市ホー

ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page0144\\_00031.html](https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page0144_00031.html))

意見の提出方法Ⅱ閲覧場所にある意見提出書を直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで同課

(〒286・8585 花崎町760 FAX22・4493 Eメール [toshikei@city.narita.chiba.jp](mailto:toshikei@city.narita.chiba.jp))

※くわしくは同課(☎20・1560)へ。

### 市税の徴収猶予

#### 感染症に関する支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日～3年1月31日に納期限が到来する市税の納付・納入が困難になった場合、一定の条件を満たしている人

は徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金はかかりません。

対象は次の全てに当てはまる人  
○新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の

1カ月以上の期間において、事業などでの収入が前年同期に比べておおむね20パーセント以上減少している

○納期限内に納付・納入することが困難である

猶予期間Ⅱ各納期限から1年間

申請期限Ⅱ各納期限

申請方法Ⅱ徴収猶予申請書、財産目録や収支内訳書など収入が分かる物、預貯金の状況が分かる物を直接または郵送で納税課(市役所2階 〒286・8585 花崎町760)へ

※くわしくは同課(☎20・1519)へ。

### 光化学スモッグ

#### 注意報が発令されたら

市では、防災行政無線・なりたメール配信サービスなどで光化学スモッグ注意報をお知らせしています。

注意報が発令されたら、屋外で

の激しい運動を避け、できるだけ外に出ないようにしてください。

目や喉が痛くなったり息を吸うのが苦しくなったりしたら、きれいな水で洗眼する、よくうがいをする、涼しいところで安静にするなどの応急処置をしてください。応急処置で良くならないときは、医師に相談してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

### 暮らしの便利帳

#### 広告掲載のお願いに 訪問します

市では、市民生活を送る上で必要な各種手続きなどの行政情報や医療機関・避難所などの情報を掲載した「NARITA暮らしの便利帳」を(株)ゼンリンと協働で発行し、12月から市内全世帯に配布する予定です。便利帳に掲載する広告を募るため、社員証を携帯したゼンリンの社員が市内事業者団体や商店などを訪問します。ご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは、便利帳の内容については広報課(☎20・1503)、  
広告の掲載についてはゼンリン(☎043・261・0043)へ。

## 市長日誌

6月1日月～15日月

2日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(9日)
3日	議会運営委員会 定例記者会見
5日	6月定例会議会開会(～19日) 全員協議会
10日	新市場整備・輸出拠点化等調査特別委員会 建設水道常任委員会
11日	空港対策特別委員会 教育民生常任委員会
12日	台湾・桃園市救済物資贈呈式 経済環境常任委員会
15日	総務常任委員会



救済物資贈呈式で(12日)

**監査委員に岩下豊久氏**

市監査委員は、「市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者」から2人「議員のうち」から1人の3人を選任しています。



岩下 豊久 氏

前者の委員のうち三浦弘氏の任期満了に伴い、7月1日付けで岩下豊久氏が選任されました。

**家屋の新築・増築など**

**資産税課へ連絡を**

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。家屋の新築・増築・建て替え・取り壊し・用途や名義の変更などがある場合は資産税課へ連絡してください。リフォームで事務所を居宅にしたなどの用途の変更は、担当者による現地確認が必要な場

合があります。

また、未登記の場合は、届け出がないと名義変更前の所有者に課税される場合がありますので注意してください。

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

**マイナンバーカードの受け取り**

**必要書類を持参して**

マイナンバーカードを申請した人は、交付通知書が届いたら、必要書類を持って市民課(市役所1階)で受け取ってください。

**必要書類** 交付通知書、マイナンバーの通知カード、本人確認ができる物(運転免許証、パスポートなど)官公署発行の顔写真付きの物1点。または保険証、年金手帳など2点)、住民基本台帳カード(持っている人)

**マイナンバーカードでできること**

マイナンバーの提示と本人確認が同時に行える公的な身分証明書として利用できます。

また、マイナンバーカードに搭載された電子証明書は、インターネットで確定申告書が提出できるe-Taxなどに利用できるほか、

全国のコンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄本、戸籍の附票(本市に本籍がある人のみ)の交付などにも利用できます。

紛失したときは  
マイナンバーカードをなくしたときはマイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120・95・0178)に一時停止の連絡をしてから、市民課と警察署に届け出てください。紛失や損傷したときは有料で再交付できます。

※くわしくは同課(☎20・1525)へ。

**住宅地での農薬使用**

**安全に配慮して**

農薬を使用する場合、飛散により周辺の住民へ健康被害を及ぼすことがあります。住宅地に近接した家庭菜園・農地・垣根などの管理には使用を控えるようにし、やむを得ない場合は次のことに配慮してください。

- 飛散しにくい農薬を選ぶ
- 風向きや時間帯に配慮する
- ラベルに記載された内容に従って使用する

○ 事前に周辺住民へ周知する  
○ 散布区域に人が入らないように対策する  
※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

**介護保険負担割合証**

**7月16日に発送します**

要介護・要支援認定を受けている人などへ、8月から使用する介護保険負担割合証を7月16日(木)に発送します。これまでの負担割合から変更となる場合があるので、必ず確認してください。

なお、負担割合証は介護保険証と併せてケアマネジャーや施設などに提示してください。  
※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

**植物などの移動規制**

**病害虫を防ぐために**

沖縄・小笠原諸島などの地域で農作物の病気を引き起こす害虫などが発生しています。害虫のまん延を防ぐため、一部の植物などは植物防疫法により対象地域からの

持ち出しが規制されています。

対象地域へ行く人は、対象植物(サツマイモ・かんきつ類の苗木など)を持ち出さないでください。  
※くわしくは横浜植物防疫所干葉出張所(☎043・242・8401)へ。

**水道料金・下水道使用料**

**「LINE Pay」納付可能に**

コミュニケーションアプリ「LINE」が提供する決済サービス「LINE Pay」で市営水道区域の水道料金・下水道使用料の納付ができるようになりました。納付書に印刷されているバーコードをスマートフォンのカメラで読み込むことで、いつでも納付できます。

なお、次の点に注意してください。  
○ 領収書は発行されません(納付履歴はアプリ内の支払い履歴で確認できます)

○ 5万円以上の支払いはできません  
※くわしくは、水道料金については水道部業務課(☎22・0269)、下水道使用料については下水道課(☎20・1553)へ。